

第2次
南相馬市
男女共同参画計画
(素案)

~~~男女ともに責任を分かち合い  
いきいきと暮らせる社会を創ります~~~

平成27年1月  
南 相 馬 市

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (1) 世界の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 福島県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (4) 南相馬市の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

## 第2章 計画の内容

1. 基本目標Ⅰ  
    復興・防災における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・12
2. 基本目標Ⅱ  
    人権尊重と男女共同参画の推進・・・・・・・・・・16
3. 基本目標Ⅲ  
    仕事と生活の調和を図るための環境の整備・・・・・・・・・・23
3. 基本目標Ⅳ  
    女性の人材育成と意思決定過程への参画促進・・・・・・・・・・30
3. 基本目標Ⅴ  
    男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援・・・・・・・・・・37

## 第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
2. 計画推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
3. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
4. 指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

## 資料編

1. 南相馬市男女共同参画計画策定経過・・・・・・・・・・44
2. 南相馬市男女共同参画計画策定体制・・・・・・・・・・45
3. 男女共同参画に関する国内外の動き・・・・・・・・・・48
4. 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・52

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の背景

#### (1) 世界の動き

昭和50年（1975年）

国連が「国際婦人年」と位置付け、女性の地位向上のためのガイドラインとして「世界行動計画」を採択し、翌年から「国連婦人の10年」と定めたことにより、女性が抱える問題の解決に向けて、世界的規模で様々な取り組みが進められることになりました。

昭和54年（1979年）

国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

平成7年（1995年）

「世界女性会議（北京会議）」では、女性のエンパワーメント※や女性の人権の尊重など2000年までに各国が取り組むべき課題が提示されました。

平成12年（2000年）

「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」※が採択されました。

平成17年（2005年）

「第49回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

---

※エンパワーメント：力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的・経済的・社会的及び文化的に力を持った存在になること。平成7年（1995年）の北京女性会議の主要課題。

※イニシアティブ：主導権、リーダーシップ

平成 22 年（2010 年）

「北京宣言及び行動綱領」の採択から 15 年目にあたえることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言が採択されました。

平成 24 年（2012 年）

第 56 回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

## （2）国の動き

昭和 50 年（1975 年）

国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」を受け、国連を中心とした世界の動きと関連して、男女共同参画の問題が政策として取り上げられるようになりました。同年「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977 年（昭和 52 年）に「国内行動計画」を策定されました。

昭和 60 年（1985 年）

「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）を公布しました。

平成 7 年（1995 年）

育児休業、介護休業に関する法律が整備され、家庭と仕事の両立のための環境整備がなされました。

平成 11 年（1999 年）

「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の形成を 21 世紀の最重要課題に位置付け、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項が明らかにされました。

平成 12 年（2000 年）

「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、施策の基本的方向や具体的施

策の内容が示されました。

平成 17 年（2005 年）

社会的性別（ジェンダー）※の視点を明確化する男女共同参画基本計画（第2次）が閣議決定されました。

平成 19 年（2007 年）

「官民トップ会議」において「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 20 年（2008 年）

「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組を推進することとされました。

平成 22 年（2010 年）

「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

---

※ジェンダー：社会的、文化的につくられた性差のこと。生物的な性差と区別するために国際的に広く使用されることとなった概念。

### （3）福島県の動き

昭和 53 年（1978 年）

世界や国の動きに合わせ、青少年課が改組され青少年婦人課となり、1983 年には「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

平成 6 年（1994 年）

「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。課内に女性政策室が設置され、女性政策に本格的に取り組む体制が整備されました。

平成 13 年（2001 年）

国内外において新たな動きがみられ、社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題等への対応が必要なることから、「ふくしま男女共同参画プラン」が策定されました。

平成 14 年（2002 年）

男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会形成のための男女共同参画推進に関する条例」が制定されました。

平成 17 年（2005 年）

社会経済情勢の変化に対応した施策を展開するため、「ふくしま男女共同参画プラン」が改訂されました。男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」が設置されました。

平成 20 年（2008 年）

男女共同参画社会の形成を担当する部署として、人権男女共生課が設置されました。

平成 21 年（2009 年）

急激な社会経済環境の変化に的確に対応するため、「ふくしま男女参画プラン」が改訂されました。

平成 24 年（2012 年）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害の教訓を踏まえ、「ふくしま男女参画プラン」が一部改訂されました。人権男女共生課と青少年育成室が統合され、青少年・男女共生課が設置されました。

(4) 南相馬市の動き

《旧3市町の取り組み》

国の「男女共同参画基本計画」、県の「ふくしま男女共生プラン」を踏まえ、旧市町においては審議会等における女性委員の登用促進や、女性団体への活動を支援するなど男女共同参画の推進を図ってきました。旧原町市は、平成4年（1992年）～平成5年（1993年）にかけて、原町女性行動計画策定市民懇話会及び原町女性行動計画策定庁内検討委員会を設置し、女性行動計画の策定に着手しました。

平成6年（1994年）

「きらめくあなたと私の共同社会をめざして」を基本目標に、「はらまち女性プラン」を策定しました。同時に「原町女性行動計画策定市民懇話会」を「はらまち女性プラン推進懇話会」と改称し、計画の推進体制を整えました。

平成13年（2001年）

国における「男女共同参画社会基本法」の制定や社会情勢、市民意識等の変化に対応するため、「はらまち女性プラン」を見直し「男女共生ほほえみプラン」を策定しました。

同時に、「はらまち女性プラン推進懇話会」を「男女共生ほほえみプラン推進懇話会」と改称し計画の推進を図りました。

《新市の取り組み》

平成18年（2006年）

合併により南相馬市が誕生し、男女共同参画社会の実現を目指すため、新たな推進体制を確立し事業の一層の推進を図ることとされました。

平成19年（2007年）

男女共同参画計画を策定するため、南相馬市男女共同参画計画策定委員会及び庁内検討員会を設置しました。

平成20年（2008年）

「南相馬市総合計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を基本構想に盛り込み、男女が共に責任を分かち合いいきいきと暮らせる社会づくりを目標として掲げました。

また、男女共同参画に関する施策展開の基礎資料とするため市

民意調査を実施しました。

平成21年（2009年）

男女が共に責任を分かち合いいきいきと暮らせる社会づくりを目標として、「南相馬市男女共同参画計画」を策定しました。

また、男女共同参画計画を総合的かつ効果的に推進するため、南相馬市男女共同参画計画推進委員会を設置しました。

平成26年（2014年）

第2次男女共同参画計画を策定するため、南相馬市男女共同参画計画推進委員会及び庁内連絡会を設置しました。

20歳以上の市民1,000人を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

## 2. 計画策定の趣旨

昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機に、各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされ、国内では、「男女共同参画社会基本法」の制定など法制度の整備を進めてきました。

本市では、世界や国県の動きに合わせ、旧市町及び新市において男女共同参画社会の実現を図るため、各種施策を推進してきましたが、人々の意識や社会慣習の中には、いまだに男女の役割を固定的に捉える考え方が根強く残り、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要となっております。

このことから、市民一人ひとりが個人として尊重され、性別に関係なく自己の意思に基づいて能力を発揮し、ともに参画し責任を担う社会の実現を目指し、平成21年度から平成24年度までを計画期間とする「南相馬市男女共同参画計画」を策定し、市民とともに男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。平成25年度からは新たな計画により、更なる推進に向け取り組む予定でしたが、震災・原発事故への対応を最優先にするとの考えのもと、新たな計画の策定は延期しておりました。

しかしながら、震災から3年余りが経過し、本市の復興のためには、男女がともに力を合わせ市民一丸となった市民の参画がますます重要になってきていることもあることから、前計画の基本理念を継承するとともに、震災の教訓を踏まえ、かつ最近の社会動向や関係法令、国・県の計画や施策との整合性を図りながら、南相馬市復興総合計画の基本指針である「市民の力を生かした持続可能なまちづくり」を目指し、「第2次南相馬市男女共同参画計画」を策定するものです。

## 3. 計画の位置付け

この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、本市の上位計画である「南相馬市復興総合計画」の部門別計画として策定するものです。

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度を初年度として平成31年度までの5ヵ年とします。

## 5. 計画の体系

この計画は、南相馬市復興総合計画の基本指針である「市民の力を生かした持続可能なまちづくり」を目指し、施策の展開につなげていくため、基本理念と5つの基本目標を掲げ施策を体系づけています。

### 《基本理念》

**市民の力を生かした持続可能なまち、南相馬**  
～ 男女ともに責任を分かち合い いきいきと暮らせる社会の創造 ～

誰もがひとりの人間として尊重され、お互いを認め合いながら責任を分かち合い、自らの意思によってあらゆる分野において対等な立場で参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

### 《基本目標》

- I. 復興・防災における男女共同参画の推進**
- II. 人権尊重と男女共同参画の推進**
- III. 仕事と生活の調和を図るための環境の整備**
- IV. 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進**
- V. 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援**

## 基本理念

市民の力を生かした持続可能なまち、南相馬

～男女がともに責任を分かち合い  
いきいきと暮らせる社会の創造～

## 基本目標

### I 復興・防災における男女共同参画の推進

復興の過程で多様な意見を反映した取り組みを進めるとともに、復興の担い手としての女性の活躍や復興に向けた地域活動等に男女がバランスよく参画できる環境づくりを目指します。また、防災や災害対応において、男女双方の視点や生活者の視点を取り入れた対策が整備されるよう、施策・方針の決定過程への女性の参画を促進します。

### II 人権尊重と男女共同参画の推進

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、行政機関・学校・関係団体等による広報・啓発を推進し、性別に関わらずあらゆる年代の人々が性別役割分担意識にとらわれず、伸びやかに生きることができる社会を目指します。

### III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

育児・介護について、様々な家族や家庭のあり方に応じた支援策に取り組み、男女のバランスの良い参画や職場における男女の均等な機会と能力や意欲を生かせる環境づくりを目指します。

### IV 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進

女性が様々な分野に参画し、能力を発揮していきいきと暮らし、働くことができるよう女性の経済的自立の促進を図り、施策・方針を決定する場で男女の意見がバランス良く反映されるよう、公的分野における意思決定過程への女性の参画の促進を目指します。

### V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

生涯を通じた健康づくりの支援・推進を図り、男女が互いの人権を尊重し合い対等な関係が築けるよう関係機関との連携・協力体制の整備を進めます。

誰もが一人の人間として尊重され、お互いを認め合いながら責任を分かち合い、自らの意思によってあらゆる分野において対等な立場で参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

## 施策の方向

## 基本的施策

1 復興防災における  
男女共同参画の推進

(1) 復興に向けての男女共同参画の推進  
(2) 防災における女性の参画促進

1 男女共同参画意識の形成

(1) 啓発活動の推進  
(2) 情報の収集・提供の充実

2 男女共同参画を目指す  
教育・学習の推進

(1) 学校等における教育の推進  
(2) 性に関する教育・啓発の充実  
(3) 家庭・地域における男女共同参画学習の推進

1 男女が共に家庭と仕事を  
担うことができる環境づくりの推進

(1) 就労環境の整備の促進  
(2) 育児・介護休暇取得の促進  
(3) 男性の家庭生活への参画支援

2 安心して子育てできる  
環境づくりの推進

(1) 子育て支援の充実  
(2) 地域における子育て支援の促進

3 介護支援の充実

(1) 介護事業・相談体制の充実

1 公的分野における女性の参画の推進

(1) 市の附属機関等における女性委員の登用推進  
(2) 市女性職員の登用・適正配置の推進  
(3) 市政への関心を高める学習の推進

2 地域・職場・団体等における  
男女共同参画の推進

(1) 女性の人材育成  
(2) 働く女性の職業意識・能力の向上支援  
(3) 国際社会における各種取り組みの推進

1 男女間のあらゆる暴力の根絶

(1) 相談・支援体制の充実

2 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯にわたる心身の健康支援

## 第2章 計画の内容

### 《基本目標》

- I. 復興・防災における男女共同参画の推進
- II. 人権尊重と男女共同参画の推進
- III. 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- IV. 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進
- V. 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

## 基本目標Ⅰ

### 復興・防災における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、かけがえのない生命やこれまで築き上げてきた様々な財産に壊滅的な被害を受け、加えて東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による原子力災害によって、社会・経済活動の制限や風評被害等に直面し、多くの市民が市外へ避難する事態に陥りました。

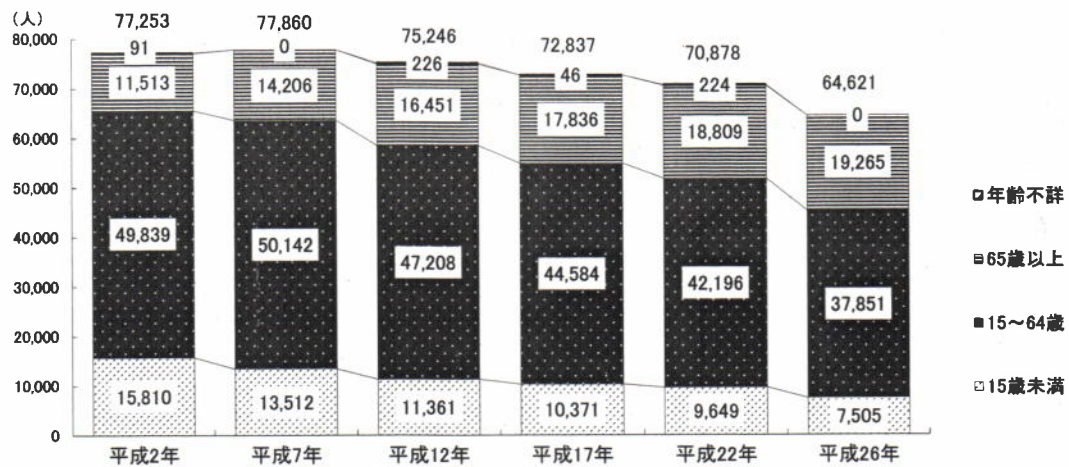
多くの市民が避難を余儀なくされた際、避難所運営や生活用品等の備蓄・調達など生活者や女性のニーズが十分に反映されませんでした。固定的な性別役割分担意識から、避難所の食事の準備は女性のみが担当すると固定化されたり、家事、育児などの家庭的責任が女性に集中するなど、様々な問題が生じたことから、今後、避難所の運営や防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いや生活者のニーズを把握するとともに、それぞれの視点に十分配慮することが求められています。

現在においても市内の人口は震災前の7割程度までしか回復せず、特に子育て世代の流出により、急速な高齢化の進行と生産年齢人口の著しい減少を招いています。今後さらに生産年齢人口の減少が進むことが予測される中、多様な人材を育成し活用することは復興を進める上で不可欠であり、とりわけ女性がその能力を発揮して、あらゆる機会に参画していくことが求められています。

復興の担い手としての女性の活躍を積極的に支援することや復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することが必要とされています。

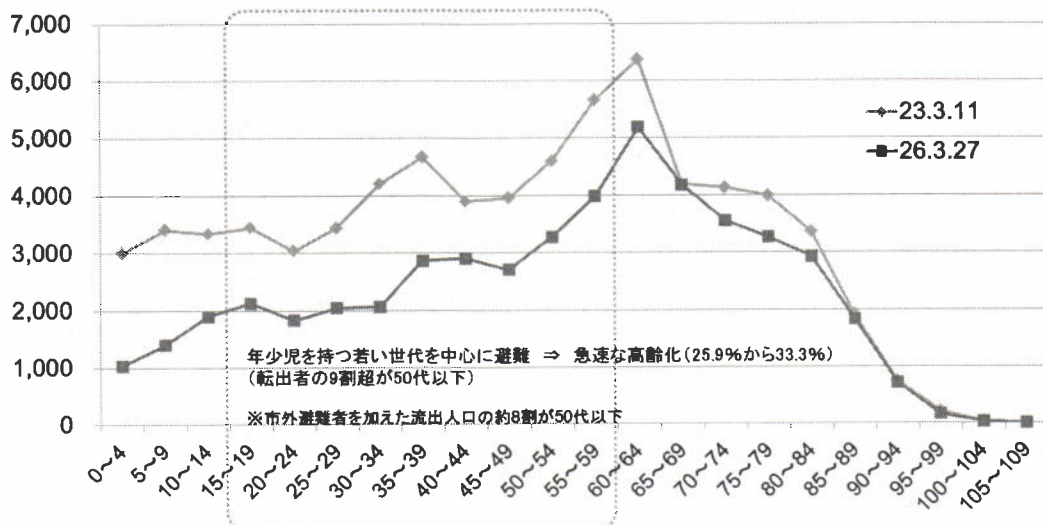
◆人口の推移

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（平成26年のみ、住民基本台帳）  
（平成17年以前のデータは原町市、小高町、鹿島町の合計値。）

◆年齢別居住者数（震災前と現在との比較）



資料：南相馬市復興総合計画データ（平成26年）

## 施策の方向1 復興・防災における男女共同参画の推進

復興の過程で多様な意見を反映した取り組みを進めるとともに、復興の担い手としての女性の活躍や、復興に向けた地域活動等に男女がバランスよく参画できる環境づくりを目指します。

また、防災計画や災害対応において、男女双方の視点や生活者の視点を取り入れた対策が整備されるよう、施策・方針の決定過程への女性の参画を促進します。

### 基本的施策（1）復興に向けての男女共同参画の推進

復興の担い手として、あらゆる分野で活躍できるよう、施策・方針の決定過程への女性の参画を促進します。

| 具体的な事務事業                  | 事業の内容                                       | 担当課         |
|---------------------------|---------------------------------------------|-------------|
| 復興に係る施策・方針決定過程への女性委員の登用促進 | 男女共同参画の視点に立ち、復興に係る施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。   | 企画課<br>全庁   |
| 女性の就業等支援                  | 就業を希望する女性等に対して、各種情報を提供するなど女性の就業のための支援を行います。 | 商工労政課<br>全庁 |
| 若者人材育成の推進                 | 復興の担い手として、あらゆる分野で活躍できるよう若者の人材育成を推進します。      | 全庁          |

※個別計画：南相馬市復興総合計画より

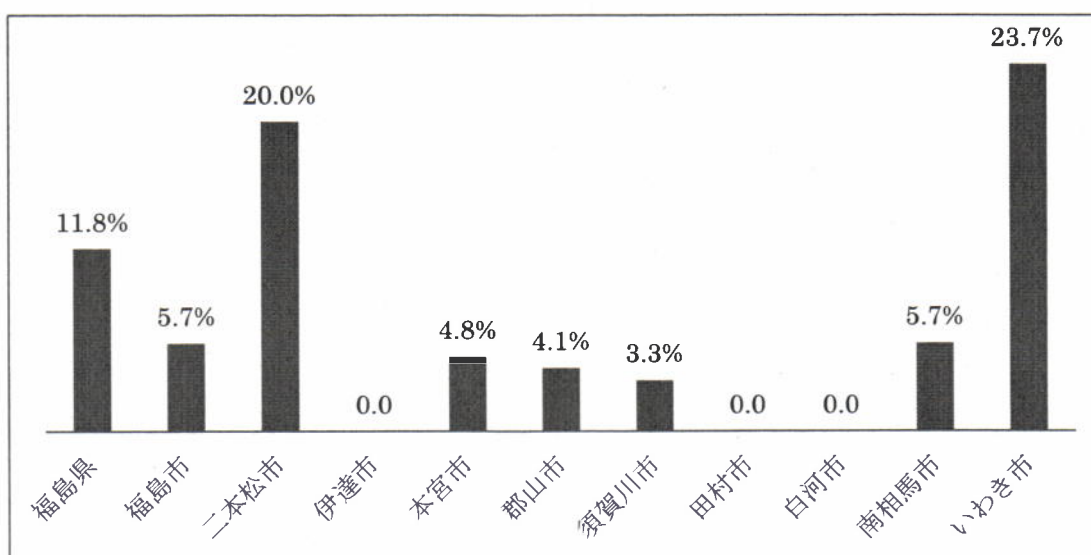
## 基本的施策（２）防災における女性の参画促進

災害時の被災者支援における男女のニーズの違いなど、生活者や男女双方の視点からの配慮がなされるよう、防災に関する施策・方針の決定過程への女性の参画拡大を目指します。

| 具体的な事務事業                | 事業の内容                                      | 担当課                   |
|-------------------------|--------------------------------------------|-----------------------|
| 防災に係る政策・方針の決定過程への女性参画促進 | 男女共同参画の視点に立ち、防災に係る施策・方針の決定過程への女性の参画を促進します。 | 危機管理課                 |
| 消防団員の確保・支援              | 消防団員の確保に向けて支援します。<br>また、女性消防団員の増員を推進します。   | 危機管理課                 |
| 女性の人材育成                 | 防災の分野で積極的に活動できる女性の<br>人材育成を支援します。          | 危機管理課<br>男女共同<br>こども課 |

※個別計画：南相馬市地域防災計画より

### ◆防災会議における女性委員の割合（平成 26 年 4 月 1 日現在）



資料：男女共同こども課調査

## 基本目標Ⅱ 人権尊重と男女共同参画の推進

---

### 現状と課題

男女共同参画を進める法律や制度の整備が進められ、男女平等についての理解や意識は少しずつ高まってきています。市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、男女の役割分担については、34.1%が「男女ともに仕事をし家事育児は分担する」と考えています。しかし一方で、36.1%の人が「男性は仕事中心、女性は家事・育児中心に行う」と考えており、家庭内での役割分担をはじめとする男女の固定的な役割分担意識が、家庭、職場、地域など様々な分野において、いまだに根強く残っています。

男女の立場の平等感については、「男女平等である」と感じている人が学校の中では51.1%となっていますが、それ以外の家庭、職場、地域活動などの面では、「男性優遇」と感じている人が多く、いずれの項目においても「男性優遇」と感じている人が「女性優遇」を上回っています。

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが固定的な役割分担意識にとらわれないことに気づくことが重要であり、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれずに多様な生き方を選択できるよう、男女平等の意識づくりを進める必要があります。

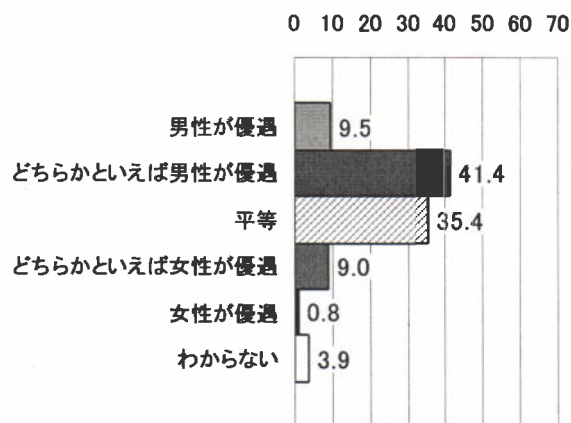
そして、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、人格が形成される幼少期から家庭、学校、地域が連携して男女平等教育を推進するとともに、生涯学習等を通じて、あらゆる年齢層の人々に対して男女共同参画についての正しい意識をもつよう情報提供を行い、様々な学習機会の充実を図ることが必要です。

また、男女が互いの性を尊重する人間教育としての性に関する教育を充実することも求められています。

◆男女の立場の平等感について

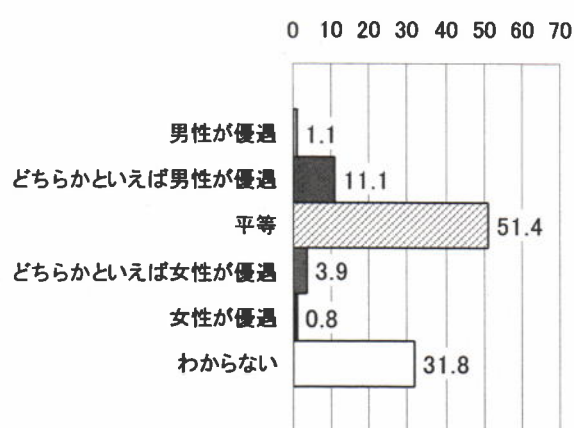
＜家庭のなかで＞

(%)



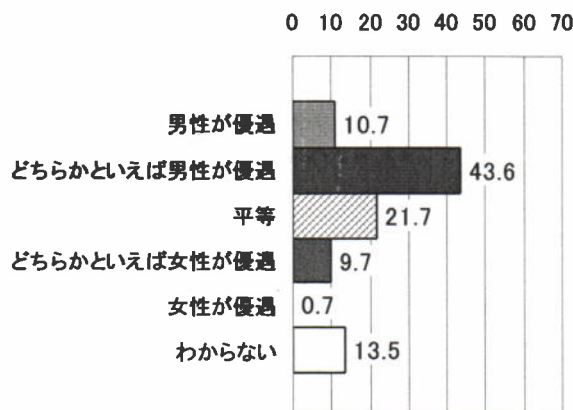
＜学校のなかで＞

(%)



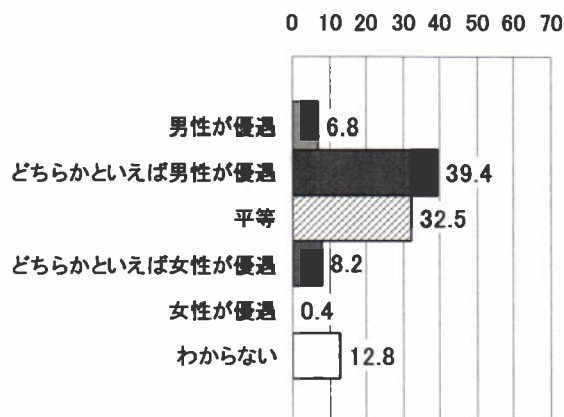
＜職場のなかで＞

(%)



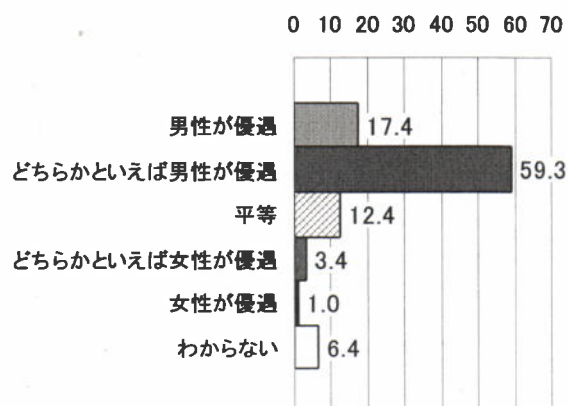
＜地域活動の場で＞

(%)



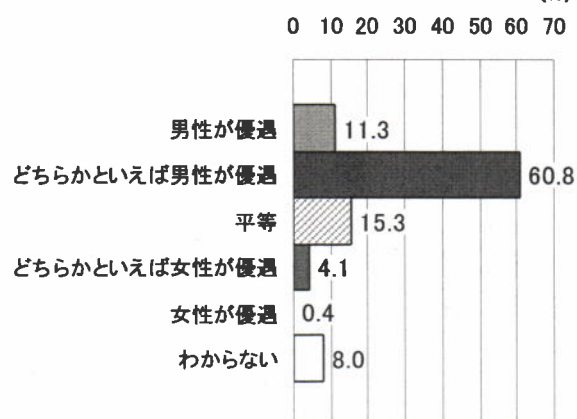
＜社会通念、慣習、しきたりで＞

(%)



＜社会全体で＞

(%)



資料：南相馬市男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月)

## 施策の方向1 男女共同参画意識の形成

男女共同参画社会を実現するため、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、性別にとらわれずに多様な生き方を選択できるよう男女共同参画の意識づくりを推進します。

### 基本的施策（1）啓発活動の推進

男女共同参画に関する認識を高め、広く市民の理解・協力が得られるよう、講演会等の開催による啓発活動を推進します。

| 具体的な事務事業         | 事業の内容                                                                | 担当課                |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 講演会・講座等の開催       | 男女共同参画のテーマに基づいた講演会等を開催し、広く市民の関心と理解を高めます。                             | 男女共同<br>こども課       |
| 刊行物発行における表現方法の周知 | 市が発行する広報等の表現は市民の意識に影響を与えることを認識し、男女共同参画の視点に立った広報や公文書の作成に努めるよう周知を図ります。 | 男女共同<br>こども課<br>全庁 |
| 人権擁護委員による人権教室の開催 | イベント開催時における人権に関する啓発活動や、幼稚園・小学校での人権教室の開催を行い、子どもから大人まで関心と理解を高めます。      | 男女共同<br>こども課       |

## 基本的施策（２）情報の収集・提供の充実

男女共同参画に関する情報を収集し、多様な情報を提供します。

| 具体的な事務事業                | 事業の内容                                      | 担当課                 |
|-------------------------|--------------------------------------------|---------------------|
| 情報紙の発行                  | 男女共同参画について理解を高めてもらうため、市民参画による情報紙を発行します。    | 男女共同<br>こども課        |
| 情報の収集と提供                | 男女共同参画に関する情報を収集し、市民、事業者等に対し必要な情報を提供します。    | 男女共同<br>こども課        |
| 広報みなみそうま、ホームページ等による広報活動 | 広報紙やホームページ等により、男女共同参画の情報を提供し、理解と意識高揚を図ります。 | 秘書課<br>男女共同<br>こども課 |

## 施策の方向２ 男女共同参画を目指す教育・学習の推進

子どもから大人まで、性別にとらわれずに社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるよう、学校教育や生涯学習等の機会を通じて、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図ります。

## 基本的施策（１）学校等における教育の推進

将来を担う子どもたちが成長する過程で、固定的な性別役割分担意識が形成されることがないように、小中学校等の教育課程のあらゆる場面で男女共同参画の意識を育てる教育を推進します。

| 具体的な事務事業    | 事業の内容                                      | 担当課   |
|-------------|--------------------------------------------|-------|
| 道徳（人権）教育の充実 | 学校教育活動全体を通して、男女協力、相互理解、信頼関係を深める教育活動を展開します。 | 学校教育課 |

|                 |                                                   |                       |
|-----------------|---------------------------------------------------|-----------------------|
| キャリア教育の推進       | 将来子どもたちが社会人、職業人として自立していくために一人ひとりの職業意識の形成と高揚に努めます。 | 学校教育課<br>文化<br>スポーツ課  |
| 教職員への意識啓発       | 男女共同参画の視点に基づいた教育（保育）について情報提供等の支援を行います。            | 学校教育課<br>男女共同<br>こども課 |
| 学習のための資料提供      | 男女共同参画についての資料を収集・提供し、学習することを支援します。                | 図書館                   |
| 国際化に対応した英語教育の推進 | 国際化に対応できる人材育成をめざし、英語教育の充実を図ります。                   | 学校教育課                 |

## 基本的施策（2）性に関する教育・啓発の充実

男女共同参画の視点に立った思春期教育など、いのちと性についての情報提供や学習機会の充実に努めます。

| 具体的な事務事業 | 事業の内容                                                     | 担当課    |
|----------|-----------------------------------------------------------|--------|
| 思春期保健事業  | 命の大切さを理解し、自分を大切にする行動がとれるよう、学校と連携し正しい知識普及のため思春期保健教室を実施します。 | 健康づくり課 |

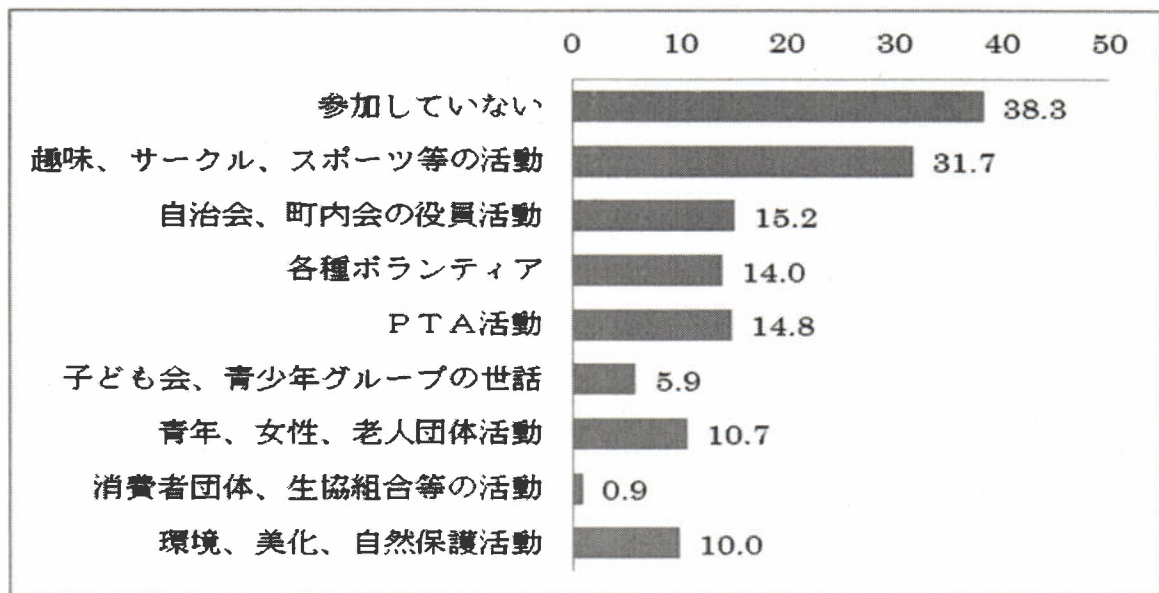
※個別計画：南相馬市保健計画（後期計画）より

### 基本的施策（3）家庭・地域における男女共同参画学習の推進

地域において、男女共同参画の視点に立った学習内容の充実を図り、あらゆる年齢層の人々への学習機会を提供します。

| 具体的な事務事業  | 事業の内容                                            | 担当課         |
|-----------|--------------------------------------------------|-------------|
| 生涯学習講座の開催 | あらゆる年齢層の方が参加できる生涯学習講座を開催します。                     | 文化<br>スポーツ課 |
| 女性学級の開催   | 豊かな感性を養い、実生活に必要な知識等を習得するため女性学級を開催し、女性の意識高揚を図ります。 | 文化<br>スポーツ課 |

#### ◆参加している社会活動・地域活動



資料：南相馬市男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月)

## 基本目標Ⅲ

### 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

#### 現状と課題

市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、女性が仕事を持つことについて、男女とも半数以上が「一生持ち続ける」と回答し、「子供の成長に合わせる」を含めると、8割近くに及んでいます。

また、女性が働き続けるために必要なことについては、「就業規則に柔軟性を持たせる」、「育児・介護休暇、諸手当の充実」、「託児施設・託児サービスの充実」を求める回答が多く、家庭と仕事を両立することができる支援制度の整備が望まれています。

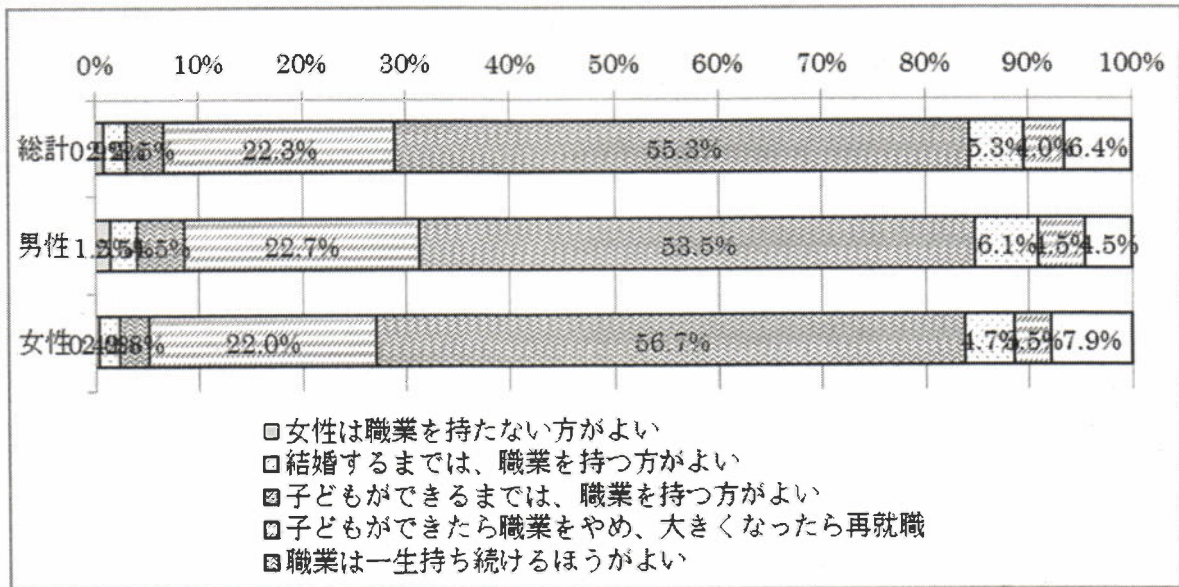
現在、震災及び原発事故の影響もあり本市の生産年齢人口（15歳～64歳人口）が大きく減少しています。特に子育て世代の人口流出により、若い世代の労働力が不足していることから、出産・育児期の女性（男女）等が働きやすい多様な雇用、労働に対する環境整備が不可欠となっています。

女性の力が十分に発揮されることは、人口減少、超高齢化が状況下においても、活力ある持続可能な社会をつくることに繋がります。

本来、家事・育児・介護などは、家族全員の協力により担うべきものですが、固定的な役割分担意識や慣行から、現実には女性の負担が大きく、就業の継続や社会参画を困難にしています。一方、男性の多くが仕事中心の環境に置かれており、家事・育児・介護などを担うことを難しくしています。そのため、家事に参加する機会の少なかった男性向けの講座等を開催し、男性も家事等をともに担うための知識と意欲を高めることが必要です。

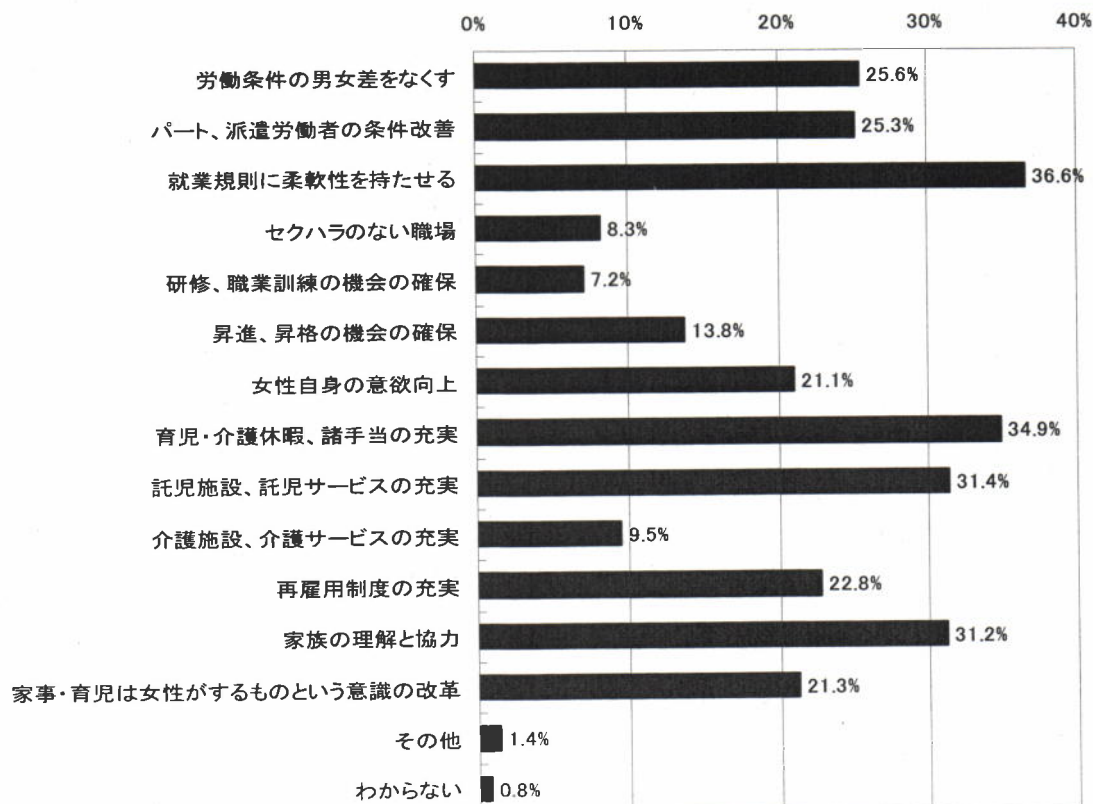
男女が生涯にわたりともに健康で働き、家庭生活を分担することが双方の経済的、精神的負担の軽減につながります。現在、女性が多くを担っている育児・介護について男女が協力して担うことや社会全体で支えることができるよう、多様な子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が求められています。

◆女性が仕事を持つことについて



資料：南相馬市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 26 年 9 月)

◆女性が働き続けるために必要なこと（複数回答）



資料：南相馬市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 26 年 9 月)

## 施策の方向2 安心して子育てできる環境づくりの推進

男女がともに家庭生活と職業生活が両立できるよう、子育て支援の充実と地域ぐるみで子育てを支える環境づくりを進めます。

### 基本的施策（1）子育て支援の充実

男女が協力して子育てを担うことができるよう多様な子育て支援の充実を図ります。

| 具体的な事務事業              | 事業の内容                                                | 担当課          |
|-----------------------|------------------------------------------------------|--------------|
| 通常保育事業                | 保護者の就労等により、保育の必要がある児童を保育園（所）で保育し、児童の健全な育成を図ります。      | 幼児教育課        |
| 延長保育事業                | 就労時間の多様化に対応するため、保育園（所）で延長保育を実施します。                   | 幼児教育課        |
| 一時預かり事業               | 保護者の傷病や就労、冠婚葬祭などの理由で、緊急的・一時的に子どもの保育ができなくなった場合に預かります。 | 幼児教育課        |
| 公立幼稚園の預かり保育           | 降園後も保育が必要な時に預かり保育を実施します。                             | 幼児教育課        |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 放課後の児童に健全な遊びや生活の場を提供し、児童の心身の健全育成を図ります。               | 幼児教育課        |
| 子育て応援情報交流事業           | 子育てに関する様々な情報を集めたWebサイトにより子育てに関する様々な情報の提供を行います。       | 男女共同<br>こども課 |
| 家庭児童相談事業              | 児童の家庭における養育や児童福祉に関する相談指導を行います。                       | 男女共同<br>こども課 |
| マタニティファミリーセミナー        | 妊婦と夫（家族）を対象に妊娠、出産、栄養、育児に関する講義や実習を行います。               | 健康づくり課       |

|                             |                                        |        |
|-----------------------------|----------------------------------------|--------|
| こんにちは赤ちゃん事業<br>（乳児家庭全戸訪問事業） | 生後4ヶ月までの乳児家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報の提供を行います。 | 健康づくり課 |
| リフレッシュママクラス                 | 子育て中の母親が自己肯定感を高め前向きに育児が楽しめるよう事業を実施します。 | 健康づくり課 |

※個別計画：南相馬市子ども子育て支援事業計画、南相馬市保健計画（後期計画）より

## 基本的施策（2）地域における子育て支援の促進

地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備を図り、社会全体で子育てを支える環境づくりを目指します。

| 具体的な事務事業                          | 事業の内容                                                                                                                               | 担当課          |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポートセンター事業） | 地域において育児の支援を受けたい人と提供したい人が会員となり、育児支援について相互援助する会員組織であるファミリー・サポートセンター事業を推進します。                                                         | 男女共同<br>こども課 |
| 子育て支援ネットワーク事業                     | 家庭・保育園・幼稚園・学校・地域などの協働のもと地域における様々な活動や交流の機会を設け、子どもの生きる力を育みます。また、子育て応援 Web サイトにより育児サークルの紹介、会員募集の機会を提供します。さらに、子育て支援のネットワークづくりの活動を支援します。 | 男女共同<br>こども課 |
| 家庭教育講座・子育て学習講座の開催                 | 子育て支援に関する講座等を開催します。                                                                                                                 | 文化<br>スポーツ課  |

※個別計画：南相馬市子ども子育て支援事業計画より

### 施策の方向3 介護支援の充実

少子・高齢化、核家族化の進行する中で介護の問題は男女が働き続ける上で大きな問題であり、家庭と仕事の両立ができるよう介護相談や介護サービスなどの充実に努めます。

#### 基本的施策（1）介護事業・相談体制の充実

男女が協力して介護を担うことができるよう、多様な介護サービスの充実に努めます。

| 具体的な事務事業       | 事業の内容                                                               | 担当課   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 家族介護教室事業       | 高齢者を介護している家族等に家族介護者教室を開催し、介護知識や技術の習得を通じて、介護負担の軽減を図ります。              | 長寿福祉課 |
| 介護保険事業         | 介護保険サービスの充実に努め、家族の介護負担の軽減を図ります。                                     | 長寿福祉課 |
| 地域包括支援センター運営事業 | 高齢者や介護者の相談に応じ、保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行います。                   | 長寿福祉課 |
| 障がい福祉サービス事業    | 「障がい福祉サービス」と市で実施する「地域生活支援事業」の実施により、障がい者やその家族の介護負担の軽減を図ります。          | 社会福祉課 |
| 障がい者相談支援事業     | 介護・介助にあたる家族と障がい者本人が、ともに安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介等、あらゆる相談に応じます。 | 社会福祉課 |

※個別計画：南相馬市高齢者総合計画より

## 基本目標Ⅳ

### 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進

#### 現状と課題

男女が共にその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会の形成のためには、多様な考え方を活かしていくことが重要であり、意思決定過程への女性の参画拡大を図ることが求められています。

本市における審議会等の女性委員を含む割合は 66.6%、女性委員の割合は 27.2%となっており、県と比較すると低い水準にあります。

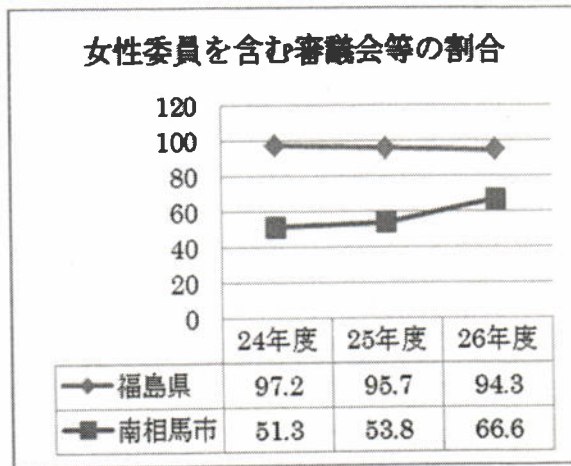
市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によりますと、女性が方針決定の場への参画が少ない理由として「男性優位の組織運営である」が最も多く、次いで「性別による役割分担意識がある」「女性自身が消極的」となっています。

公的分野において女性の参画が進まない要因として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどが考えられます。

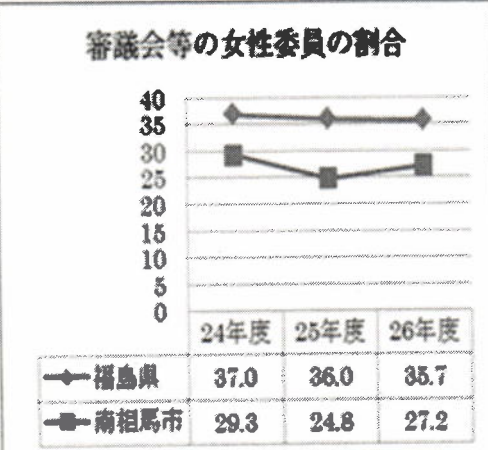
今後、地域・団体・職場等のあらゆる分野において、男女共同参画を進めていくためには、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女の意見が対等に反映されることが必要です。このため、女性自身が意識を高め行動することの必要性について啓発を進めるとともに、意欲のある女性に対し能力開発の支援や情報の提供を行い、男性とともに様々な分野に参画し、責任を果たせる女性人材を積極的に育成していくことが求められています。

さらに、男女共同参画社会の実現については、国際社会との動きと密接に関連しており、市民一人ひとりが国際的な女性問題への理解を深め、国際社会の一員として、国際協力・国際交流を推進する必要があります。

◆女性委員を含む審議会等の割合



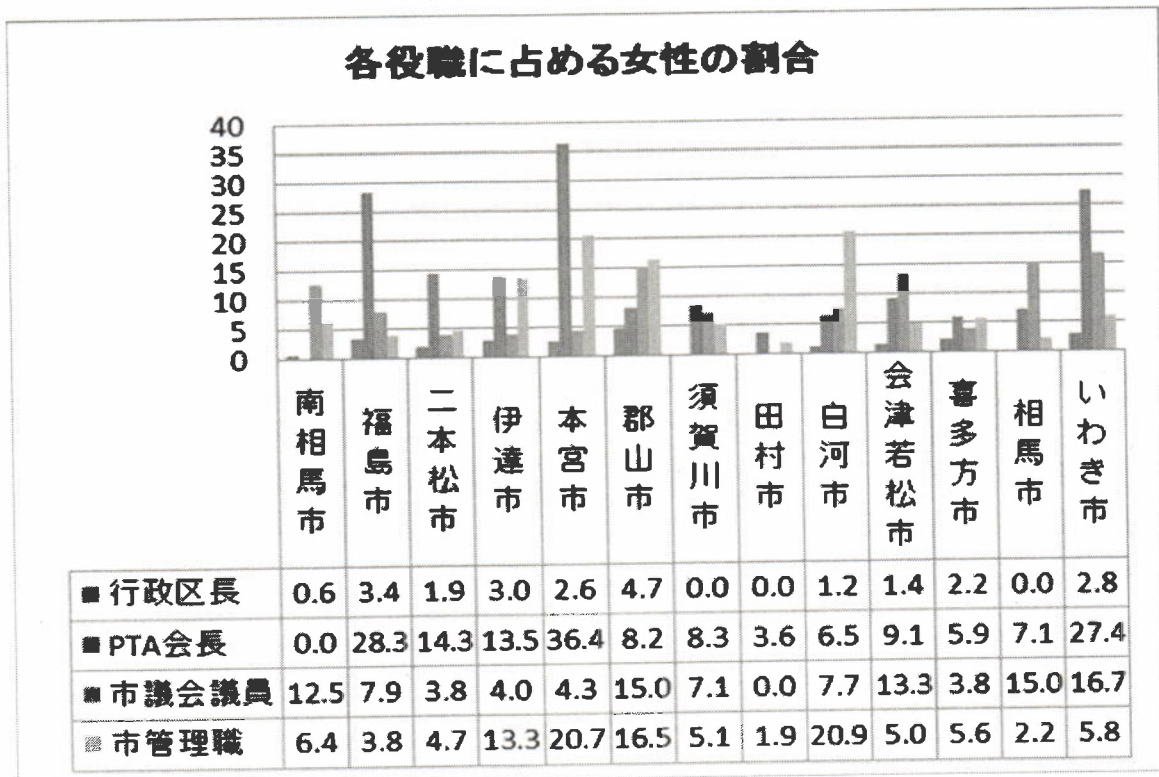
◆審議会等の女性委員の割合



資料：男女共同こども課調査

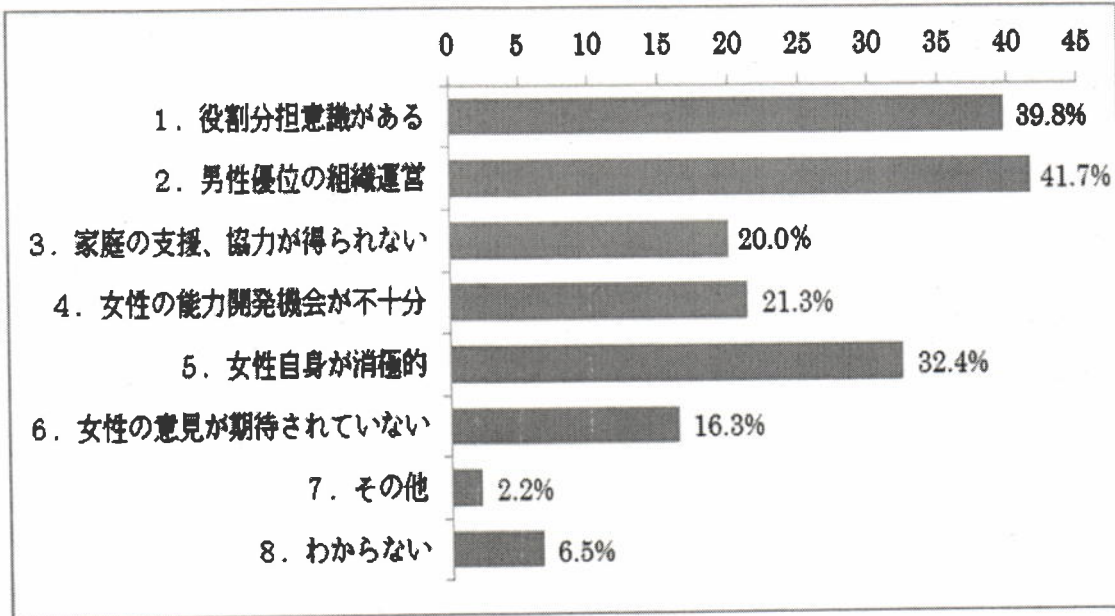
◆行政区長、PTA 会長、議員、管理職に占める女性の割合

（平成 26 年 4 月 1 日現在）



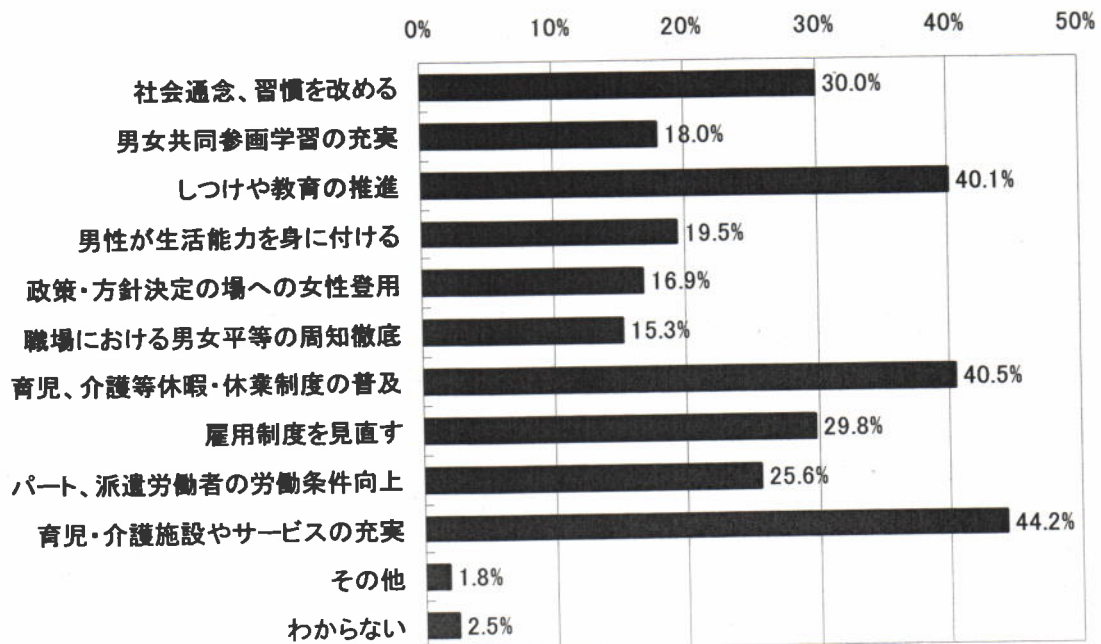
資料：男女共同こども課調査

◆行政、企業、地域における方針決定の場への女性参画割合が低い理由



資料：南相馬市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 26 年 9 月)

◆男女とも仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に参加するために必要なこと（複数回答）



資料：南相馬市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 26 年 9 月)

## 施策の方向1 公的分野における女性の参画の推進

女性の意見を政策に反映し、責任を男女で担えるように学習機会の充実やリーダーの養成を行うとともに、附属機関等における委員への女性の登用を積極的に推進します。

### 基本的施策（1）市の附属機関等における女性委員の登用推進

平成31年度までに附属機関の女性委員登用割合の目標値を35%とし、市政の意思決定過程への女性の参画を推進します。

| 具体的な事務事業          | 事業の内容                                             | 担当課          |
|-------------------|---------------------------------------------------|--------------|
| 附属機関等への女性委員登用の促進  | 各課において、審議会等の委員を選考する際には、積極的に女性を登用します。              | 全庁           |
| 附属機関委員の公募による登用の促進 | 幅広い分野からの参画を進めるために、公募制度を導入し、女性の登用を積極的に推進します。       | 全庁           |
| 意思決定過程への女性参画推進    | 毎年女性参画推進状況を調査、公表し市民に対し意思決定における男女共同参画の必要性の理解を求めます。 | 男女共同<br>こども課 |

### 基本的施策（２）市女性職員の登用・適正配置の推進

市自ら率先して、女性職員が能力を発揮しキャリアアップできるよう、幅広い職務経験の付与や研修参加の機会の確保などを通じ、計画的育成に努めます。

| 具体的な事務事業      | 事業の内容                              | 担当課 |
|---------------|------------------------------------|-----|
| 市女性職員の研修機会の充実 | 市女性職員の各種研修機会の充実を図り、能力の開発を計画的に進めます。 | 総務課 |
| 市女性職員の適正配置の推進 | 女性の能力が発揮できるよう、適切な職場への配置を行います。      | 総務課 |
| 女性職員の管理職登用の推進 | 女性の活躍促進をめざし、市が率先して女性管理職の登用を推進します。  | 総務課 |

### 基本的施策（３）市政への関心を高める学習の推進

市政への積極的な参画を促すため、市政への関心を高める学習機会の充実を推進します。

| 具体的な事務事業      | 事業の内容                                    | 担当課       |
|---------------|------------------------------------------|-----------|
| 広聴活動推進事業      | 各種懇談会、市長への手紙等、市民の声を市政に反映させるため広聴機会を充実します。 | 秘書課<br>全庁 |
| 出前講座やイベント等の開催 | 出前講座やイベント等の開催を通して市政への関心と理解を高めます。         | 全庁        |

## 施策の方向2 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進

地域・職場・団体等において、男女の共同参画による意思決定がなされるよう、女性の参画拡大を目指します。

### 基本的施策（1）女性の人材育成

女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実を図ります。

| 具体的な事務事業     | 事業の内容                                                           | 担当課 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------|-----|
| 女性の研修会への参加支援 | 意欲のある女性・団体に対し、情報の提供や能力開発に関する研修会への参加を支援し、様々な分野に参画できる人材の育成を推進します。 | 全庁  |
| 女性団体への活動支援   | 地域づくりに取り組んでいる女性団体の活動を支援します。                                     | 全庁  |

### 基本的施策（2）働く女性の職業意識・能力の向上支援

雇用の場における男女共同参画を推進するため、企業に対する情報提供、啓発活動及び研修機会の充実を図ります。

| 具体的な事務事業       | 事業の内容                        | 担当課                   |
|----------------|------------------------------|-----------------------|
| 事業所への情報提供      | 事業所に対し、男女共同参画推進のための情報を提供します。 | 商工労政課<br>男女共同<br>こども課 |
| 男女雇用機会均等法の遵守促進 | 広報紙やパンフレット配布による普及啓発を実施します。   | 商工労政課                 |

### 基本的施策（3）国際社会における各種取り組みの推進

国際社会における女性問題への取り組みを理解し、豊かな国際感覚の育成と交流づくりを推進します。

| 具体的な事務事業               | 事業の内容                                                 | 担当課          |
|------------------------|-------------------------------------------------------|--------------|
| 姉妹都市・友好都市との交流事業        | 姉妹都市・友好都市との交流親善のため、中高校生の相互派遣や訪問団の受入れを通し、相互理解と友好を図ります。 | 観光交流課        |
| 外国青年招致事業               | 外国青年を招致し中学生の語学力の向上と国際理解の促進を図ります。                      | 学校教育課        |
| 女性の地位向上のための国際的情報の収集と提供 | 男女共同参画に関する国際的情報を積極的に収集し市民へ提供します。                      | 男女共同<br>こども課 |

## 基本目標 V

### 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

#### 現状と課題

配偶者やパートナーからの身体的・精神的暴力（DV※）、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担、家庭・社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女の置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。

市が実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果では、DVについて自分が直接受けたことがあると回答した人のうち、約7割の人がどこにも相談しなかったと回答しています。DVは個人的な問題ではなく人権を侵害する社会的問題であることの認識を持ち、男女間のあらゆる暴力の根絶のため意識啓発を行うとともに、被害者への相談・支援体制を充実させることが求められています。

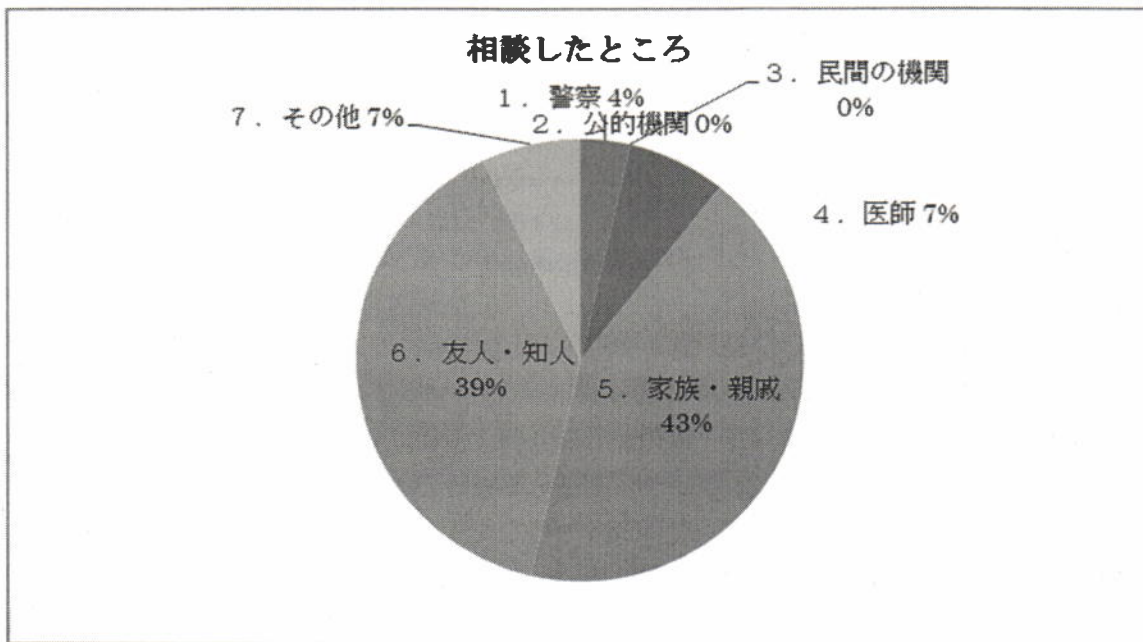
また、DVは人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、性差別や暴力を許さない社会環境の実現に向け、人権尊重についての広報啓発活動の一層の推進に努めなければなりません。

生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには市民一人ひとりが自らの健康状態を理解し、保持・増進に向けて積極的に取り組むことが必要です。

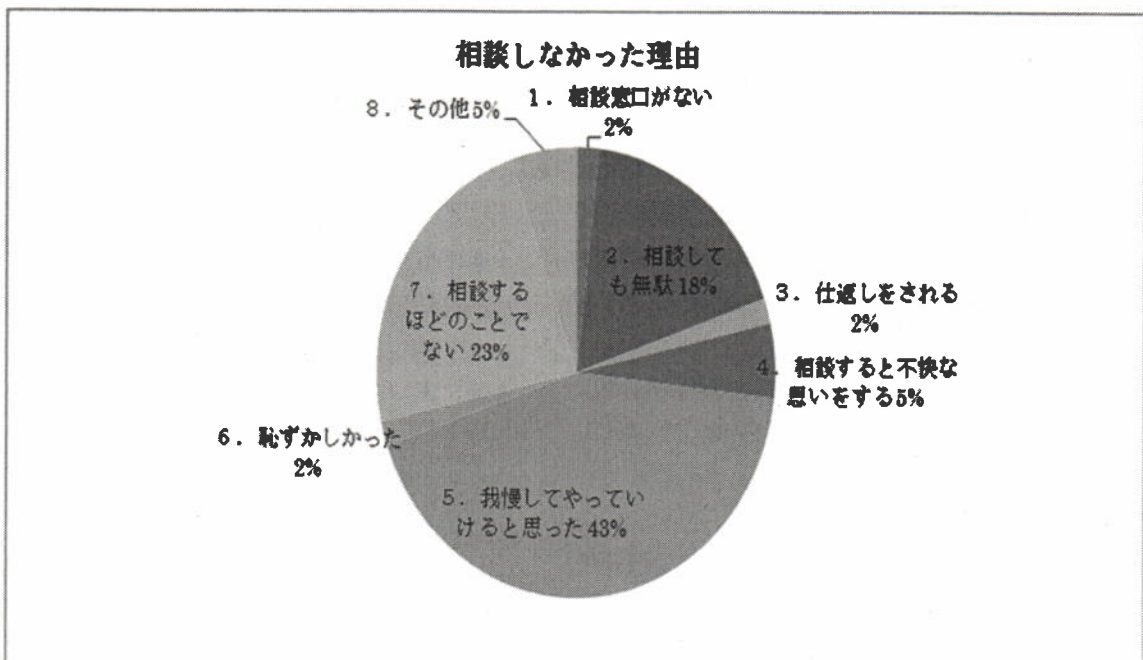
---

※DV：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者やパートナーから受ける暴力のこと。身体的暴力、性的暴力だけでなく精神的暴力、経済的暴力も含まれる。

◆配偶者等から暴力を受けた時の相談先



◆配偶者等から暴力を受けても相談しなかった理由



資料：南相馬市男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月)

## 施策の方向1 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女が互いの人権を尊重し合い対等な関係が築けるよう、暴力の根絶に向けた意識啓発の推進や相談体制の充実を図ります。

### 基本的施策（1）相談・支援体制の充実

暴力を許さない社会づくりに向けた情報の提供と、被害者のための相談体制の充実や関係機関との連携協力体制の整備を進めます。

| 具体的な事務事業             | 事業の内容                                                  | 担当課          |
|----------------------|--------------------------------------------------------|--------------|
| 女性のための相談支援センター等の情報提供 | 暴力を許さない社会環境づくりに向けた情報の提供及び、一人で悩まないようDVに関する専門相談窓口を周知します。 | 男女共同<br>こども課 |
| 男女間の暴力根絶に向けた広報・啓発    | 配偶者暴力防止法やDV防止に関する広報・啓発を行います。                           | 男女共同<br>こども課 |
| 相談体制整備事業             | DV等の相談を受け、保護と自立支援が円滑に図れるよう、関係機関と連携しながら対処していく体制を整えます。   | 男女共同<br>こども課 |
| 市民相談所の運営             | 市民が抱える悩みなどの相談を受ける相談所を開設します。                            | 生活環境課        |
| 人権擁護委員による相談会の開催      | 人権週間(6月・10月・12月)にあわせ、特設人権相談所を開設します。                    | 男女共同<br>こども課 |

## 施策の方向2 生涯を通じた男女の健康支援

生涯にわたって健康で快適な生活を送るため、心身の健康支援の充実を図ります。

### 基本的施策（1）生涯にわたる心身の健康支援

男女の生涯にわたる健康を確保するため、健康診査等の充実を図ります。

| 具体的な事務事業   | 事業の内容                                         | 担当課         |
|------------|-----------------------------------------------|-------------|
| 各種健診事業     | 各種健診を実施し、一人ひとりの健康づくりの意識の高揚を図るとともに、健診の推進を行います。 | 健康づくり課      |
| 健康相談事業     | ライフサイクルに合わせた健康管理の指導、相談を行います。                  | 健康づくり課      |
| 生涯スポーツ推進事業 | 市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむ機会を提供し、心身の健全育成を図ります。   | 文化<br>スポーツ課 |

※個別計画：南相馬市保健計画（後期計画）より

## 第3章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、市民、各種団体、企業、行政などのすべての人々や組織が、共通認識のもとに取り組んでいくことが必要です。

そのため、各分野にわたる施策の総合的かつ効果的な推進を図るための体制を整備します。

#### (1) 市民による推進体制

市民との協働により本計画を総合的かつ効果的に推進するため、南相馬市男女共同参画推進委員会を設置し、市民の目線から男女共同参画に関する各種施策について、協議・検討するとともに、市民への啓発活動を推進します。

#### (2) 庁内における推進体制

本計画は、男女共同参画推進に関する施策の方向性と具体的な取り組みを示すものであり、その施策は庁内のあらゆる分野に及んでいることから、庁内に男女共同参画連絡会議を設置し、関係部局間の連携を図り、男女共同参画の視点に立った施策を推進します。

### 2. 計画推進のための役割

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもとより、市民や事業者等の主体的な取り組みが欠かせません。

それぞれが役割を担いながら、ともに男女共同参画社会の実現を目指すものとします。

#### (1) 市の役割

- 市職員一人ひとりが、男女共同参画の重要性を認識し、意識の向上を図ります。
- 行政の方針決定過程への女性の登用を進めます。
- 意識啓発のために、事業所や市民の皆さんに情報を提供します。
- 男女共同参画の視点に留意して、情報を発信します。

- 男女ともにあらゆる活動に参画できるよう環境を整備し、市民の生活と事業所の活動のための支援をします。
- 市役所も一つの事業所として、率先して男女共同参画を推進します。

## (2) 市民の役割

- 社会にある男女共同参画の問題に関心を持ちます。
- 生活の中に、男女共同参画の視点を持って行動します。
- あらゆる場面で、男女とも責任を持って行動します。
- 定期的に健康診断を受けるなど、自分や周りの人の健康に関心を持ちます。
- 地域での見守りなど、暴力を許さないまちづくりを進めます。
- 家族一人ひとりの個性・生き方・考え方を尊重し、家事・育児・介護などを助け合います。
- まちづくりに関する活動に積極的に参加します。

## (3) 事業所の役割

- 男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守ります。
- 性別に関わらず、働く人の能力と意欲を活かす人材育成をします。
- 育児・介護休業など支援制度について従業員に周知し、女性はもとより、男性も取得しやすい環境を整えましょう。  
また、職場復帰後も安心して働ける職場づくりをします。
- 妊娠中・出産後の女性などに対し、母性保護のための健康管理を支援します。
- 職場だけでなく、家庭生活や地域生活に参画できるような職場づくりをします。(ワークライフ・バランスの推進)
- セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止に取り組めます。
- 女性を管理職に登用するなど方針決定過程への女性の参画を進めます。

## (4) 市民活動団体の役割

- よりよい社会づくり、活力ある社会の実現のため、男女共同参画の視点を取り入れ行動します。

### 3. 計画の進行管理

本計画を推進するため、具体的施策について指標を掲げ、男女共同参画推進庁内連絡会議において進捗状況の把握と評価に努め、南相馬市男女共同参画計画推進委員会へ報告し、意見を求めながら計画の進行管理を行います。

### 4. 指標

本計画における指標を設定しました。

| 項 目                            | 現状値   | H31 指標値 |
|--------------------------------|-------|---------|
| 防災会議における女性委員の割合                | 5.7%  | 20.0%   |
| 審議会等の女性委員の登用率                  | 27.2% | 35.0%   |
| ファミリー・サポートセンターの登録会員数           | 106 人 | 200 人   |
| 子育てしやすい環境であると感じている人の割合※1       | 26.9% | 50.0%   |
| 家族介護者教室への参加人数※2                | 517 人 | 550 人   |
| 職場における仕事の内容や待遇面で平等と感じている人の割合※3 | 37.7% | 50.0%   |
| 健康づくりのため運動している人の割合※4           | 59.7% | 65.0%   |

※現状値及び指標値については「南相馬市復興総合計画」の各種部門別計画との整合性を図り、掲載します。

※1 子ども子育て支援事業計画意識調査結果（平成 26 年 1 月実施）

※2 高齢者総合計画に掲載（指標値は平成 29 年）

※3 男女共同参画計画意識調査結果（平成 26 年 9 月実施）

※4 保健計画（後期計画）に掲載



資料編

## 南相馬市男女共同参画計画策定経過

| 月 日         | 男女共同参画<br>推進委員会                      | 庁内連絡会議 | 内 容                                                                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26. 8.18    | 男女共同参画計画策定方針について庁議決定                 |        |                                                                                                                                            |
| 9. 16       | 男女共同参画に関する市民意識調査<br>(9月30日まで)        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象：20歳以上79歳以下の男女</li> <li>・標本数：1,000人（男女各500人）</li> <li>・調査方法：郵送</li> <li>・回収結果：46.0%</li> </ul> |
| 9. 30       | 第1回合同会議                              |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画計画策定方針</li> <li>・合同研修：講演<br/>「男女共同参画社会の実現に向けて」</li> </ul>                                    |
| 11. 6       | 第2回                                  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査結果報告</li> <li>・計画に盛り込む内容、計画の体系</li> </ul>                                                    |
| 12月         |                                      | 電子会議   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な事務事業の検討</li> </ul>                                                                             |
| 12.18       | 第3回                                  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の検討</li> </ul>                                                                                 |
| 27. 1. 9～28 | ・男女共同参画計画（素案）パブリックコメント実施（1.9～1.28）   |        |                                                                                                                                            |
| 1.19～21     | ・地域協議会報告（1.19 原町区・1.20 小高区・1.21 鹿島区） |        |                                                                                                                                            |
| 1 月         |                                      | 電子会議   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画計画（案）の検討</li> </ul>                                                                          |
| 1. 30       | 第4回                                  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画計画（案）の検討</li> </ul>                                                                          |
| 2 月         | ・企画調整会議・庁議                           |        |                                                                                                                                            |
|             | ・市議会へ報告                              |        |                                                                                                                                            |

## 南相馬市男女共同参画計画策定体制

### 南相馬市男女共同参画計画推進委員会設置要綱

平成21年8月24日

告示第92号

#### (設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、南相馬市男女共同参画計画に基づく施策の推進及び男女共同参画計画策定のため、南相馬市男女共同参画計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策の調査審議に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の改定及び見直しに関すること。
- (3) 男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会推進に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 福祉・子育て関係団体の推薦者 3人
- (2) 女性団体の推薦者 1人
- (3) 教育関係団体の推薦者 2人
- (4) 労働・経営者団体の推薦者 2人
- (5) 農林水産関係団体の推薦者 1人
- (6) 国際交流関係団体の推薦者 1人
- (7) 学識経験者 2人
- (8) 公募による市民 3人以内

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が委員会の議長となる。

ただし、最初で開催される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

**(意見聴取等)**

第7条 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

**(部会)**

第8条 委員会は、委員長が指定する専門的な事項を調査及び検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

**(庶務)**

第9条 委員会及び部会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

**(その他)**

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

**附 則****(施行期日)**

1 この告示は、公布の日から施行する。

**(委員の任期の特例)**

2 この告示の施行後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

**(南相馬市男女共同参画計画策定委員会設置要綱の廃止)**

3 南相馬市男女共同参画計画策定委員会設置要綱（平成19年南相馬市告示第89号）は、廃止する。

## 南相馬市男女共同参画計画推進委員会名簿

(任期：平成26年9月30日～平成28年3月31日)

|    | 団 体 名            | 氏 名                      | 備考   |
|----|------------------|--------------------------|------|
| 1  | 南相馬市民生児童委員連絡協議会  | わたな へ み ち こ<br>渡 部 美智子   |      |
| 2  | ファミリーサポートセンター    | かじ た ち か こ<br>梶 田 千賀子    |      |
| 3  | 社会福祉法人南相馬福祉会     | か やま な み<br>鹿 山 奈 美      | 委員長  |
| 4  | 南相馬市女性団体連絡協議会    | なが きわ ひろ こ<br>長 澤 弘 子    |      |
| 5  | 南相馬市小中学校PTA連絡協議会 | しん かわ たけ ひこ<br>新 川 雄 彦   | 副委員長 |
| 6  | 南相馬市人権擁護委員       | こ ばやし きよ こ<br>小 林 清 子    |      |
| 7  | 南相馬経営者協会         | おお た よし ひろ<br>太 田 福 裕    |      |
| 8  | 原町青年会議所          | なが おか たか し<br>長 岡 貴 志    |      |
| 9  | 鹿島区認定農業者経営改善研究会  | はや せ がわ こう いち<br>早瀬川 浩 一 |      |
| 10 | 南相馬市国際交流協会       | おお がい る み こ<br>大 谷 留美子   |      |
| 11 | 福島県男女共生センター      | おか べ たか とし<br>岡 部 貴 敏    |      |
| 12 | 南相馬市社会福祉協議会      | くろ き よう こ<br>黒 木 洋 子     |      |
| 13 | 公募委員             | おか た き よ<br>岡 田 規 代      |      |
| 14 |                  | む とう こと み<br>武 藤 琴 美     |      |

## 南相馬市男女共同参画計画策定経過

| 年               | 国連の動き                                                                                                         | 日本の動き                                                                                                           | 福島県の動き                                                                                        | 旧3市町の動き |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1975年<br>(S50年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年</li> <li>国際婦人年世界会議<br/>(於メキシコシティ)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設置</li> <li>婦人問題企画推進会議開催</li> </ul>                            |                                                                                               |         |
| 1976年<br>(S51年) |                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>民法の一部改正<br/>(婚氏続称制度新設)</li> <li>一部の公務員等に対する育児休業法施行</li> </ul>            |                                                                                               |         |
| 1977年<br>(S52年) |                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> </ul>                                                    |                                                                                               |         |
| 1978年<br>(S53年) |                                                                                                               |                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年婦人課と改組</li> <li>婦人関係行政連絡会議設置</li> </ul>             |         |
| 1979年<br>(S54年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国連総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>                                            |                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題懇話会設置</li> <li>「婦人の意識調査」実施</li> </ul>              |         |
| 1980年<br>(S55年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人の十年中間年世界会議<br/>(於コペンハーゲン)</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」への署名</li> <li>民法の一部改正(配偶者相続分の引き上げ)</li> </ul>                  |                                                                                               |         |
| 1981年<br>(S56年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題協議会設置</li> </ul>                                   |         |
| 1983年<br>(S58年) |                                                                                                               |                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の地位と福祉向上のための福島県計画」策定</li> <li>婦人問題促進会議設置</li> </ul> |         |
| 1984年<br>(S59年) |                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>国籍法の改正<br/>(父母両系主義)</li> </ul>                                           |                                                                                               |         |
| 1985年<br>(S60年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人の十年中間年世界会議(於ナイロビ)</li> <li>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」批准男女雇用機会均等法成立</li> <li>国民年金法改正(婦人の年金権を保障)</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県婦人団体連絡協議会結成(24団体)</li> </ul>                        |         |
| 1986年<br>(S61年) |                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進有識者会議<br/>(婦人問題企画推進会議の後身)</li> <li>男女雇用機会均等法施行</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の意識調査」実施</li> </ul>                                 |         |
| 1987年<br>(S62年) |                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>教育課程審議会答申(高等学校家庭科男女必修平成6年から)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し</li> </ul>                   |         |

| 年                | 国連の動き                              | 日本の動き                                                           | 福島県の動き                                                                 | 旧3市町の動き                                                                         |
|------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1988年<br>(S 63年) |                                    |                                                                 | ・「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂                                              |                                                                                 |
| 1990年<br>(H 2年)  | ・国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価」 |                                                                 |                                                                        |                                                                                 |
| 1991年<br>(H 3年)  |                                    | ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)<br>目標年度：平成 12 年度<br>・育児休業法成立    | ・青少年婦人課に「婦人行政係」設置<br>・婦人問題企画推進会議と名称変更                                  |                                                                                 |
| 1992年<br>(H 4年)  |                                    | ・育児休業法施行<br>・初の婦人問題担当大臣任命                                       | ・「女性に関する意識調査」実施                                                        | (旧原町市)<br>・平成 4 年度の主要施策となり市民課市民相談担当<br>・原町女性行動計画策定庁内検討委員会設置                     |
| 1993年<br>(H 5年)  |                                    | ・パートタイム労働法成立<br>・「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」<br>・婦人問題企画推進本部決定 | ・女性総合センター(仮称)整備検討<br>・福島県女性編纂着手<br>・「ふくしま新世紀女性プラン」<br>施行 目標年度：平成 12 年度 | ・原町女性行動計画策定市民懇話会<br>・原町市民意識調査                                                   |
| 1994年<br>(H 6年)  |                                    |                                                                 | ・「ふくしま新世紀女性プラン」施行<br>・青少年女性課女性政策室の設置                                   | ・「はらまち女性プラン」策定<br>目標：平成 12 年度<br>・はらまち女性プラン実施計画<br>策定委員会設置<br>・はらまち女性プラン推進懇話会設置 |
| 1995年<br>(H 7年)  | ・第 4 回世界婦人会議開催(於北京)                |                                                                 | ・福島県女性総合センター(仮称)基本構想策定                                                 | ・市民課市民相談青少年女性室改組                                                                |
| 1996年<br>(H 8年)  |                                    | ・「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会)<br>・「男女共同参画 2000 年プラン」(総理府男女共同参画室)   | ・福島県女性総合センター(仮称)基本計画策定                                                 | ・「はらまち女性プラン実施計画」策定                                                              |

| 年               | 国連の動き                                                                  | 日本の動き                                                                                                                                                                                                           | 福島県の動き                                                                                                  | 旧3市町の動き                                                                                                                                         |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1997年<br>(H9年)  |                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会設置法施行</li> <li>男女雇用機会均等法の改正</li> <li>労働基準法の改正</li> <li>育児・介護休業法の改正</li> <li>労働省設置法の改正(婦人少年室が女性少年室に名称変更)</li> <li>介護保険法の成立</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県女性史刊行</li> </ul>                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>「はらまち女性プラン」平成8年度事業実施報告書作成</li> </ul>                                                                     |
| 1998年<br>(H10年) |                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会基本法答申</li> <li>女性2000年会議日本国内委員会設置</li> </ul>                                                                                                                     |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>「はらまち女性プラン」平成9年度事業実施報告書作成</li> <li>「はらまち女性プラン推進懇話会」委員委嘱</li> </ul>                                       |
| 1999年<br>(H11年) |                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会基本法施行</li> </ul>                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画プラン(仮称)策定</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「はらまち女性プラン」平成10年度事業実施報告書作成</li> </ul>                                                                    |
| 2000年<br>(H12年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第5回世界女性会議開催(於ニューヨーク)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会基本計画策定</li> <li>男女共同参画週間について決定</li> </ul>                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬・新潟・福島三県女性サミット(会津大学)</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「はらまち女性プラン」平成11年度事業実施報告書作成</li> <li>「はらまち女性プラン」検討委員会設置</li> <li>「はらまち女性プラン」改訂し「男女共生ほほえみプラン」策定</li> </ul> |
| 2001年<br>(H13年) |                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議設置</li> <li>男女共同参画局設置</li> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」「女性に対する暴力をなくす運動」について閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共生ほほえみプラン」推進事業</li> </ul>                                                                             |
| 2002年<br>(H14年) |                                                                        |                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共生ほほえみプラン」推進事業</li> </ul>                                                                             |

| 年               | 国連の動き                                                                     | 日本の動き                                                                                                         | 福島県の動き                                                                                                            | 旧3市町の動き                                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 2003年<br>(H15年) |                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同推進本部決定</li> <li>「男女共同参画社会の将来像」検討会開催</li> </ul> |                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共生ほほえみプラン」推進事業</li> </ul>                   |
| 2004年<br>(H16年) |                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共生ほほえみプラン」推進事業</li> </ul>                   |
| 2005年<br>(H17年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会（北京＋10）開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部設置</li> <li>男女共生ふくしまサミット開催</li> <li>「ふくしま男女共同参画プラン」改訂</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共生ほほえみプラン」推進事業</li> </ul><br>H18.1.1 南相馬市合併 |
| 2006年<br>(H18年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第50回国連婦人の地位委員会開催</li> </ul>        |                                                                                                               |                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>（旧）原町市「男女共生ほほえみプラン」推進事業</li> </ul>             |
| 2007年<br>(H19年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第51回国連婦人の地位委員会開催</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正</li> </ul>                              |                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>南相馬市男女共同参画計画策定委員会及び庁内検討委員会設置</li> </ul>        |
| 2008年<br>(H20年) |                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「次世代育成支援対策推進法」改正</li> </ul>                                            |                                                                                                                   |                                                                                       |
| 2009年<br>(H21年) |                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ふくしま男女共同参画プラン」改訂</li> </ul>                                               |                                                                                       |
| 2010年<br>(H22年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国連（北京＋15）世界官僚級会合」開催</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画（第3次）」策定</li> </ul>                                         |                                                                                                                   |                                                                                       |
| 2011年<br>(H23年) |                                                                           |                                                                                                               |                                                                                                                   |                                                                                       |
| 2012年<br>(H24年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国際婦人の地位委員会開催</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ふくしま男女共同参画プラン」改訂</li> </ul>                                               |                                                                                       |
| 2014年<br>(H25年) |                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正</li> </ul>                              |                                                                                                                   |                                                                                       |

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するた

め必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### **(男女の人権の尊重)**

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### **(社会における制度又は慣行についての配慮)**

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### **(政策等の立案及び決定への共同参画)**

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### **(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### **(国際的協調)**

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### **(国の責務)**

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### **(地方公共団体の責務)**

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性

に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （施策の策定等に当たっての配慮）

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### （国民の理解を深めるための措置）

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### （苦情の処理等）

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### （調査研究）

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### （国際的協調のための措置）

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### （地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動

を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

**第二条** 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

**附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
（以下略）

## 男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宣適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソン的機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

- 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

## 男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

## 男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。